米原市告示第２０３号

公示送達書

下記の書類は送達を受けるべき者の所在が不明であるから、地方税法第20条の２の規定により公示する。なお、この書類は、米原市市民部保険年金課において保管し、いつでも送達を受けるべきものに交付する。

令和８年１０月１４日

米　原　市　長　　角　田　　航　也

記

書類の表示	送達を受けるべき者の氏名、名称、事務所または事業所	備考
令和８年度　国民健康保険税　第３期　督促状	北川　祐斗	

（注意事項）　この書類は、地方税法第20条の２第３項の規定に基づき、公示をした日から起算して７日を経過したときに書類の送達がされたものとみなされます。